(3)　ロシア連邦政府は、日本国政府及び国際原子力機関に対し、相互の取決めに従い、協定の適用を受ける核物質及びこれに代わる核物質の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。

(4)　両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、(3)の規定に従って提供された報告書に関して協議し、及び当該報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

本大臣は、更に、前記の了解がロシア連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

日本国外務大臣　中曽根弘文

国営公社「ロスアトム」社長　S・V・キリエンコ閣下

（ロシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ロシア連邦政府に代わって前記の了解を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

国営公社「ロスアトム」社長　S・V・キリエンコ

日本国外務大臣　中曽根弘文閣下

○文部科学省告示第七十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文

指定をする海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
自由の称賛	メニル・コレクション（代表者　ヨーゼフ・ヘルフェンシュタイン）	平成二十四年四月六日	平成二十四年十二月三十一日まで	「マックス・エルンスト―フィギュア×スケープ」展実行委員会 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目四番一号	横浜美術館 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目四番一号 平成二十四年四月七日から同年六月二十四日まで
ユークリッド	同右	同右	同右	同右	愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年七月十三日から同年九月九日まで
二つの基本方位	同右	同右	同右	同右	宇都宮美術館 栃木県宇都宮市長岡町千七十七番 平成二十四年十月二十八日から同年十二月十六日まで
大アルベルトゥス	同右	同右	同右	同右	同右
美しき女庭師の帰還	同右	同右	同右	同右	同右